

よくある質問（令和6年9月11日）

Q1 大学2年生の子どもの名前で申請案内が届きましたが、0歳から18歳までの子どもはいません。申請は必要でしょうか。

A1 支給対象外であるため、申請不要です。（フローチャート図参照）※山鹿市に住民票がある大学生年代（18歳から22歳年度末まで）のお子様の住所宛に郵送しております。

Q2 高校生年代の子ども2人を養育しています。それぞれ2通届きましたが、両方記入して申請するのでしょうか。

A2 両方届いた場合は、どちらか一方の確認書で、まとめてご申請ください。（この場合、オンライン申請と郵送申請が可能です。）今回、申請手続きのご案内で漏れないよう、それぞれの対象年代に郵送しております。

Q3 大学生年代と高校生年代の子ども、そして現在児童手当支給対象の子どもがいます。どのような手続きになりますか。

A3 大学生年代の子どもに対して「監護相当・生計費の負担についての確認書」をご提出ください。現在児童手当支給対象の子どもがいる場合、山鹿市に住所がある高校生年代の子どもに関しては、みなし額改定を行いますので、手続き不要です。ただし、山鹿市外に住所がある高校生年代の子どもに関しては、「別居監護申立書」の提出があり、手続きが必要となります。

Q4 申請書が届いたが、公務員の場合はどうすればよいでしょうか。

A4 公務員の場合は職場へ申請していただくようになりますので、申請時期や申請方法などについては、ご自身の職場へお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

Q5 高校を卒業して就職している子どもがいますが、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることはできますか。

Q5 お子様就職していても、そのお子様を養育している場合は第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。

～養育しているとは以下2つの条件をどちらも満たしている状態を言います～

- ①子どもと同居し、日常生活上の世話・必要な監護をしている、または別居しているが定期的な連絡・面会等をしている。その他これらに相当する監護状態である。
- ②生活費（食費、家賃等）または学費などを負担している。その他、これらに相当する経済的負担をしている。